政　令

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年四月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百四十四号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第百四十五条第一項及び第百四十六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条第三号中「蛍光ランプのみを主光源とする照明器具（」を「照明器具（安定器又は制御装置を有するものに限り、」に改め、同条第二十八号中「エル・イー・ディー・ランプ（」を「電球（安定器又は制御装置を有するもの及び白熱電球に限り、」に改める。

第十九条の表三の項中「蛍光ランプのみを主光源とする」を削り、「三万台」を「五万台」に改め、同表二十八の項を次のように改める。

二十八　電球	二十万個（エル・イー・ディー・ランプにあつては、二万五千個）

附　則

この政令は、平成三十一年四月十五日から施行する。

経済産業大臣　世耕　弘成

内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○文部科学省令第十五号

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第八十一号）第五条第一項及び第二項の規定に基づき、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月三日　　文部科学大臣　柴山　昌彦

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律施行規則（平成二十年文部科学省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（教科用図書発行者による電磁的記録の提供） **第一条**　障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第八十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により教科用図書発行者が行う検定教科用図書等に係る電磁的記録の提供は、文部科学大臣が定める種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。第三条において同じ。）について、光ディスクその他これに準ずる物を交付する方法又は電子メールの送信その他のインターネットを利用する方法により行うものとする。 2　［略］	（教科用図書発行者による電磁的記録の提供） **第一条**　障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第八十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により教科用図書発行者が行う検定教科用図書等に係る電磁的記録の提供は、文部科学大臣が定める種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。第三条において同じ。）について、光ディスクにより行うものとする。 2　［略］
（文部科学大臣等による電磁的記録の提供） **第二条**　法第五条第二項の規定により文部科学大臣等が行う電磁的記録の提供は、光ディスクその他これに準ずる物を交付する方法又は電子メールの送信その他のインターネットを利用する方法により文部科学大臣が定める基準に適合する者に対して行うものとする。 2　［略］	（文部科学大臣等による電磁的記録の提供） **第二条**　法第五条第二項の規定により文部科学大臣等が行う電磁的記録の提供は、光ディスクにより文部科学大臣が定める基準に適合する者に対して行うものとする。 2　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。